

自立活動の変遷

昭和32年～昭和41年

障害別に教科等の内容として示す

盲学校	体育:歩行訓練 「歩行の重要性を知る」「基本的な白い杖の使い方に慣れさせる」 理科:感覚訓練
聾学校	国語:聴能訓練 「音の存在を知ること」「音・音声を聞き分けること」 律唱:聴能訓練 「身体動作を通して基礎リズムを表現する能力を養う」 国語:言語指導 「口の動きに意味があることを理解すること」
養護学校 (肢体不自由)	体育・機能訓練 「他動運動、介助運動、自動運動、抵抗運動などを通して、各肢節の基本動作を習得する訓練を行なう歩行の重要性を知る」
養護学校 (病弱)	養護・体育 「病弱の状態に応じた絶対安静、安静、休養、午睡などを中心とする諸活動。」
養護学校 (精神薄弱)	・独自の教科 ・精神薄弱者の学習指導の特性を踏まえ各教科の全部又は一部についてあわせて授業ができることを規定

昭和46年 養護・訓練の創設

【指導要領は障害別】

【目標と内容は共通化・4区分12項目】

【指導計画の作成と内容の取扱いは障害別】

盲学校	第1 目標 児童または生徒の心身の障害の状態を改善し、または克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤をつちかう。 第2 内容 A 心身の適応 1 健康状態の回復および改善に関すること。 2 心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善に関すること。 3 障害を克服する意欲の向上に関すること。 B 感覚機能の向上 1 感覚機能の改善および向上に関すること。 2 感覚の補助手段の活用に関すること。 3 認知能力の向上に関すること。 C 運動機能の向上 1 肢体の基本動作の習得および改善に関すること。 2 生活の基本動作の習得および改善に関すること。 3 作業の基本動作の習得および改善に関すること。 D 意思の伝達 1 言語の受容技能の習得および改善に関すること。 2 言語の形成能力の向上に関すること。 3 言語の表出技能の習得および改善に関すること。	(1) 内容Bについては、 ア 感覚補助具の活用 イ 物の材質、形状、状態の判別 等
聾学校		(1) 内容BおよびDについては、 ア 言語発達の基礎となる認知能力の育成。 (ア) 対人関係をもち、意思の疎通の態度ができること。
養護学校 (精神薄弱)		1 …それぞれに必要なとする第2の内容の具体的な事項を選定し、個別にその指導の方法を適切に定めるようにすることがたいせつである。
養護学校 (肢体不自由)		(1) 内容Cの1および2を中心として、次の内容のまとまりに組織し、計画すること。 ア 肢体の基本動作の習得および基礎的身体機能の改善 イ 起立・歩行動作の習得および改善
養護学校 (病弱)		(1) 内容Aの1を中心として、次の内容のまとまりを組織し、計画すること。 ア 自己の病弱・身体虚弱の状態の理解 イ 健康状態の回復、改善を図るために必要な生活様式の理解

目標と内容の共通化

心身の機能を総合的に改善することが必要
(主障害に対象にした対象療法ではなく)

4区分12項目化

・心身の発達の諸側面を分類・整理
・各障害の状態を改善克服するための固有の指導内容

昭和 54 年

指導計画の作成と内容の取扱いも共通化

盲学校、
聾学校
及び
養護学校

第 1 目標

児童又は生徒の心身の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。

第 2 内容

A 心身の適応

- 1 健康状態の回復及び改善に関する事。
- 2 心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善に関する事。
- 3 障害を克服する意欲の向上に関する事。

B 感覚機能の向上

- 1 感覚機能の改善及び向上に関する事。
- 2 感覚の補助的手段の活用に関する事。
- 3 認知能力の向上に関する事。

C 運動機能の向上

- 1 肢体の基本動作の習得及び改善に関する事。
- 2 生活の基本動作の習得及び改善に関する事。
- 3 作業の基本動作の習得及び改善に関する事。

D 意思の伝達

- 1 言語の受容技能の習得及び改善に関する事。
- 2 言語の形成能力の向上に関する事。
- 3 言語の表出技能の習得及び改善に関する事。

指導計画の作成と内容の取扱いの共通化

盲学校、聾学校及び養護学校 共通の学習指導要領となったため、指導計画の作成と内容の取扱いも共通に示された。

平成元年

4 区分 1 2 項目から 5 区分 1 8 項目へ

盲学校、
聾学校
及び
養護学校

第 1 目標

児童又は生徒の心身の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。

第 2 内容

1 身体健康

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 疾病の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 損傷の理解と養護に関する事。

2 心理的適応

- (1) 対人関係の形成に関する事。
- (2) 心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善に関する事。
- (3) 障害を克服する意欲の向上に関する事。

3 環境の認知

- (1) 感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (3) 認知の枠組となる概念の形成に関する事。

4 運動・動作

- (1) 姿勢と運動・動作の基本の習得及び改善に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活の基本動作の習得及び改善に関する事。
- (4) 移動能力の向上に関する事。
- (5) 作業の巧緻性及び遂行能力の向上に関する事。

5 意思の伝達

- (1) 意思の相互伝達の基礎的能力の習得に関する事。
- (2) 言語の受容・表出能力の向上に関する事。
- (3) 言語の形成能力の向上に関する事。
- (4) 意思の相互伝達の補助的手段の活用に関する事。

内容の示し方の見直し

養護・訓練の内容の示し方が抽象的で分かりにくいという指摘があったことや、児童生徒の障害の多様化に対応する観点から、それまでの実施の経緯を踏まえ、具体的な指導事項を設定する際の観点をより明確にするという方針で改正が行われた。

平成 11 年 自立活動への改訂

盲学校、
聾学校
及び
養護学校

第 1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第 2 内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 損傷の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 健康状態の維持・改善に関すること。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 対人関係の形成の基礎に関すること。
- (3) 状況の変化への適切な対応に関すること。
- (4) 障害に基づく種々の困難を改善・克服する意欲の向上に関すること。

3 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (3) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。
- (4) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

4 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業の円滑な遂行に関すること。

5 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

自立活動の目標

自立活動の目標については、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であることが一層明確になるよう改めた。

自立活動の内容

具体的な指導内容を選定する際の観点がより明確になるよう、区分の名称を分かりやすい表現に改めた。

内容については、分かりやすく表現するとともに具体的にイメージしやすくなるよう、22 の項目で示した。

平成 21 年

特別支援教育の推進

特別支援
学校

第 1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第 2 内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 健康状態の維持・改善に関すること。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

・自立活動の目標について、学校教育法第 72 条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

・社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「他者とのかかわりの基礎に関すること」「他者の意図や感情の理解に関すること」などの 5 項目を新たに追加した上で、区分に「人間関係の形成」を加え、5 区分 22 項目を 6 区分 26 項目で示した。

・個別の指導計画の作成についてより一層理解を促すため。実態の把握、指導の目標の設定、指導内容の設定、評価等についての配慮事項をそれぞれ示した。